Japan tax alert

EY税理士法人

タイ国外のEビジネス事業者を 対象とした新付加価値税(VAT) 法案に寄せられたパブリック コメントの結果

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

タイ(財務省)歳入局は、国外のEビジネス事業者を対象とした付加価値税(VAT) 法案を公表した後、2月初旬に当法案に対するパブリックコメントを募集していましたが、その結果が公表されました。

歳入局に寄せられた23件のパブリックコメントのうち、VAT法案に賛意を示すものは6件で、残りは反対意見でした。

パブリックコメントに対する歳入局の解説の概要は以下の通りです。

Eビジネスの範囲

Eビジネスには、オンラインでのホテルの予約、各種電子予約サービス、映画や音楽の定額視聴、オンライン広告およびゲーム、ソフトウェアおよびデジタルコンテンツの提供等が含まれ、プラットフォームには、ウェブサイト、各種アプリケーション、マーケットプレイス等が含まれます。

当法案では、インターネット決済サービス提供者(プロバイダー)がプラットフォームを所有しているとは見なされないことが明らかとなりました。

タイ国内で利用されるサービスの成果

国外のEビジネス事業者がタイ国外でサービスを提供し、当該サービスの成果がタイ国内で利用された場合、当法案では、サービス受益者の居住地における税法にかかわらず、当該事業者がVAT納付の義務を負うこととなります。その際、サービスが利用された場所などが考慮されることとなります。



タイVAT登録事業者である国外のEビジネス事業者 のVAT納付義務

当法案でVAT納付義務を負うこととなる国外のEビジネス事業 者は、タイ国内でのVAT登録が義務付けられます。歳入局の解 説によると、当法案に基づくVAT登録をもって国外事業者の恒 久的施設が設置されたことにはならないようです。しかし、恒久 的施設が存在するかどうかについては、現地の法人所得税法及 び租税条約に基づいて、別途検討する必要があります。

国外のEビジネス事業者と国外に拠点を置くデジタルプラット フォームの所有者は、VAT登録事業者としてタイ国内のサービ ス受益者に対するタックスインボイスの発行及びVATの徴収 が認められないため、VAT費用を負担しなければなりません。 従って、このコスト負担分をサービス手数料の一部に含めるこ とを検討する必要があります。

タイのVAT登録事業者であるサービス受益者の ステータス確認

国外のEビジネス事業者はタイのVAT登録事業者であるサー ビス受益者のステータスを、以下の方法により事前に確認でき る可能性があります。

- ▶ サービス受益者が「納税者番号」を提供する。
- ▶ サービス受益者がVAT登録事業者であることを確認する。

歳入局は、国外事業者の確認作業を円滑にするため、現地の登 録事業者に係るVAT登録情報を同局のウェブサイトに英語で 掲載しています。

タイでVAT登録を行った国外のEビジネス事業者の 仕入税額控除可否

当法案では、VAT登録を行った国外のEビジネス事業者はVAT の納付を義務付けられますが、現地のVAT登録者に請求され た仕入VATは、一切回収できません。一方で、タックスインボイ スの発行または仮払税額報告書の作成等、通常のVATコンプ ライアンス作業は要求されません。

タイのVAT登録事業者である顧客から受領した手数料に係る VAT等、歳入局に過大納付したVATは全額還付可能です。

タイ国内で発生した仕入VATの控除を希望する国外のEビジ ネス事業者は、通常のVAT登録を行う権利が認められます。た だし、その場合には、通常のVATコンプライアンス義務が適用 されることとなります。

VAT登録事業者であるサービス受益者が自ら申告、 納付した控除対象外VAT

当VAT法案によると、国外のEビジネス事業者あるいはデジ タルプラットフォーム運営者が当法案におけるVAT関連規則を 遵守していない場合、VAT登録事業者であるサービス受益者 が自ら申告、納付(リバースチャージ)したVATは、仮払税額とし て控除することができません。

歳入局は、タイでVAT登録を行った国外のEビジネス事業者、 デジタルプラットフォーム運営者、並びにVAT関連規則を遵守 していない事業者の一覧を、同局のウェブサイトにおいて公開 する予定です。

今後のステップ

同局に寄せられたパブリックコメントは、今後当法案を修正する 際に考慮される予定です。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一 古市 泰之 パートナー マネージャー yoichi.ohira@jp.ey.com yasuyuki.furuichi@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジン にて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござい ます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問·ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリー ダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらし ます。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出してい きます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献 します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もし くは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アン ド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していませ ん。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組 織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワーク を駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わ せて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しく は、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180426

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありませ ん。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負 いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp